

本資料は、以下の厚生労働省通達より引用し一部加筆修正した。

○粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（令和 2 年 6 月 15 日付け基発 0615 第 6 号）

○粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等の施行について（令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 1 号）

## 労働安全衛生法に基づく粉じん規制強化の概要

令和 2 年 10 月

鉾山・火薬類監理官付

○厚生労働省は、トンネル建設工事の作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、「トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会」の報告書（令和 2 年 1 月 30 日公表）における提言を踏まえ、令和 2 年 6 月 15 日に粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）の規定等<sup>1</sup>について、所要の改正（一部を除き令和 3 年 4 月 1 日施行）を行った。

○改正された粉じん則においては、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。）の切羽に近接する場所の空气中の粉じんの濃度等の測定及び評価並びにその測定結果に応じた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用等が規定された。

○これを受け、粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等（令和 2 年厚生労働省告示第 265 号。以下「告示」という。）が、令和 2 年 7 月 20 日に告示され（令和 3 年 4 月 1 日施行）、告示では、粉じん則第 6 条の 3 第 2 項、第 6 条の 4 第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定に基づき、粉じんの濃度等の測定及び評価並びに電動ファン付き呼吸用保護具の使用について規定した。

（改正粉じん則の概要）

ア 粉じん作業を行う坑内作業場における空气中の粉じんの濃度の測定について、当該坑内作業場の切羽に近接する場所で行うことを義務付けた。また、当該空气中の粉じんの濃度の測定を行うときは、原則として、当該坑内作業場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定することを事業者に義務付けた。

イ アの空气中の粉じんの濃度の測定の結果に応じて換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該坑内作業場の切

<sup>1</sup> 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）及びずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程（昭和 56 年労働省告示第 41 号）の改正。

羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定することを事業者に義務付けた。

ウ 空気中の粉じんの濃度及び遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、これを7年間保存することを義務付けるとともに、当該記録事項を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させることを事業者に義務付けた。

エ 粉じん則別表第3第1号の2、第2号の2又は第3号の2に掲げる作業<sup>2</sup>に労働者を従事させる場合にあっては、一部の作業を除き、当該作業場についての空気中の粉じんの濃度及び遊離けい酸の含有率の測定の結果等に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることを事業者に義務付けた。

(告示の概要)

(1) 粉じんの濃度等の測定及び評価関係

ア 切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度等の測定に係る試料空気の採取は次のいずれかの方法によることとし、それぞれの方法に係る試料採取機器の設置位置等、試料空気の採取の時間及び測定の方法等を規定した。

① 定置式の試料採取機器を用いる方法

② 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法

③ 車両系機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械をいう。

以下同じ。）に装着されている試料採取機器を用いる方法

イ 粉じんの濃度の測定の結果の評価の方法及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定方法を規定した。

(2) 呼吸用保護具の使用関係

粉じん則第27条第2項に規定する電動ファン付き呼吸用保護具は、当該電動ファン付き呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならないことを規定するとともに、要求防護係数の計算方法及び電動ファン付き呼吸用保護具の種類に応じた指定防護係数を規定した。

要求防護係数  $P_{Fr} = CQ/100E$

C: 粉じん濃度の測定値の平均値 (mg/m<sup>3</sup>)

Q: 粉じん中の遊離けい酸の含有率 (%)

E: 0.025mg/m<sup>3</sup>

(以上)

<sup>2</sup> 具体的には、ずい道等の内部における、ずい道等の建設作業のうち、以下の3つの作業。

○動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業

○動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

○コンクリート等を吹き付ける場所における作業